

別表第 2-4 屋内展示場

指定場所	禁止行為	解除承認の基準																																																																																																																																				
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。																																																																																																																																				
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 展示, 実演等のために必要なものに限ること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒, 落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置(注1)が講じられていること。</p> <p>(4) 消火器(能力単位がA-3, B-7以上とする。以下同じ。)を裸火使用場所ごとに付加設置すること。</p> <p>(5) 従業員等による監視, 消火, 使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(6) 出入口, 階段等, 危険物品, 易燃性の可燃物(注2), 展示品陳列部分, 客席等から水平距離で5m以上離れていること(注3)(不燃材料で造った壁, つい立等で防火上有効に遮断した場合(注4)を除く)。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 次に掲げる安全な措置が講じられていること。</p> <p>ア 条例第3章において, 可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは, 当該距離以上の距離を確保すること。</p> <p>イ アの距離が定められていないものは, 次によること</p> <p>(ア) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの(注5)</p> <p>a 火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には, 可燃物を置かないこと。</p> <p>b aの範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(注6)で覆うこと。</p> <p>(イ) 火炎を有するもの(注7)</p> <p>周囲の可燃物から, 表1に掲げる距離以上の距離を確保していること。</p> <p>表1 単位: cm</p> <table border="1" data-bbox="405 1339 1382 1872"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="10">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>20以内</th> <th>40以内</th> <th>60以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> <th>120以内</th> <th>140以内</th> <th>160以内</th> <th>180以内</th> <th>200以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">火炎の長さ</td> <td>20以内</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>110</td> <td>120</td> <td>130</td> <td>140</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40以内</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>130</td> <td>150</td> <td>160</td> <td>170</td> <td>180</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>60以内</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>160</td> <td>180</td> <td>200</td> <td>220</td> <td>230</td> <td>250</td> <td>260</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>80以内</td> <td>110</td> <td>160</td> <td>190</td> <td>210</td> <td>240</td> <td>250</td> <td>270</td> <td>290</td> <td>300</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>100以内</td> <td>120</td> <td>170</td> <td>210</td> <td>240</td> <td>270</td> <td>290</td> <td>310</td> <td>330</td> <td>340</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>120以内</td> <td>130</td> <td>190</td> <td>230</td> <td>260</td> <td>290</td> <td>320</td> <td>340</td> <td>360</td> <td>380</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>140以内</td> <td>140</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>290</td> <td>320</td> <td>340</td> <td>370</td> <td>390</td> <td>410</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>160以内</td> <td>150</td> <td>220</td> <td>270</td> <td>310</td> <td>340</td> <td>370</td> <td>400</td> <td>420</td> <td>440</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>180以内</td> <td>160</td> <td>230</td> <td>280</td> <td>320</td> <td>360</td> <td>390</td> <td>420</td> <td>450</td> <td>470</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>200以内</td> <td>170</td> <td>240</td> <td>300</td> <td>340</td> <td>380</td> <td>410</td> <td>450</td> <td>470</td> <td>500</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 気体燃料を熱源とするものは, 次に定めるところによること。</p> <p>ア 消費量は1個につき70kw以下であり, 総消費量は210kw以下とすること。</p>			火炎の幅										20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内	火炎の長さ	20以内	60	80	90	100	110	120	130	140			40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360	120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400	140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430	160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470	180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500	200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500
		火炎の幅																																																																																																																																				
		20以内	40以内	60以内	80以内	100以内	120以内	140以内	160以内	180以内	200以内																																																																																																																											
火炎の長さ	20以内	60	80	90	100	110	120	130	140																																																																																																																													
	40以内	80	110	130	150	160	170	180	190	200	210																																																																																																																											
	60以内	100	130	160	180	200	220	230	250	260	270																																																																																																																											
	80以内	110	160	190	210	240	250	270	290	300	320																																																																																																																											
	100以内	120	170	210	240	270	290	310	330	340	360																																																																																																																											
	120以内	130	190	230	260	290	320	340	360	380	400																																																																																																																											
	140以内	140	200	250	290	320	340	370	390	410	430																																																																																																																											
	160以内	150	220	270	310	340	370	400	420	440	470																																																																																																																											
	180以内	160	230	280	320	360	390	420	450	470	500																																																																																																																											
	200以内	170	240	300	340	380	410	450	470	500	530																																																																																																																											

	<p>イ <u>ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置（注 8）</u> が設置されていること（<u>カートリッジ式のもの（注 9）</u>を除く。）</p> <p>3 火薬類を消費するもの</p> <p>(1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>(2) 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。</p> <p>(3) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する<u>専従員（注 10）</u> が取り扱うこと。</p> <p>4 その他の裸火</p> <p>次に掲げる裸火の性状等に応じて、それぞれ定めるところによること。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの</p> <p>2 (1) イ（ア）の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 火炎を有するもの</p> <p>2 (1) イ（イ）の規定に適合するものであること。</p> <p>(3) <u>微小な火源を有するもの（注 11）</u></p> <p>展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p> <p>(4) <u>瞬間的に燃焼するもの（注 12）</u></p> <p>展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p> <p>5 直接屋外に開放された場所における使用については、2 から 4 までの規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
危険物品持込み	<p>1 消火器を付加設置すること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で <u>6m 以上（注 3）</u>（危規則第 44 条第 2 項から第 5 項までの定めにより、表示について示されているものを貯蔵し、又は取り扱う場合は <u>3m 以上（注 3）</u>）その他の危険物品については水平距離で <u>3m 以上（注 3）</u> 離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で 5m 以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓、密閉、密封することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除承認される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物</p> <p>危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類</p> <p>条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) マッチ</p> <p>40kg 未満であること。</p> <p>(4) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）</p> <p>ア 容器の許容充填ガス質量の合計が 5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>イ 高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>(ア) 容量 2kg 以下の容器に限ること。</p> <p>(イ) 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。</p> <p>(ウ) 容器の転倒防止措置が図られていること。</p> <p>(エ) 容器は、連結して使用しないこと。</p>

	<p>(5) がん具用煙火を除く火薬類 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g 以下のものは、30 個 イ 0.1g を超え 15g 以下のものは、5 個</p> <p>(6) がん具用煙火 a 「SF マーク(注 13)」が付されているもの 総薬量 5kg に相当する個数未満であること。 b 「SF マーク」が付されていないもの 総薬量 5kg に相当する個数未満 (SF マークが付されているがん具用煙火が混在する場合は合算する。) であり、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。</p> <p>7 直接屋外に開放された場所における持込みについては、6 の規定にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
--	---

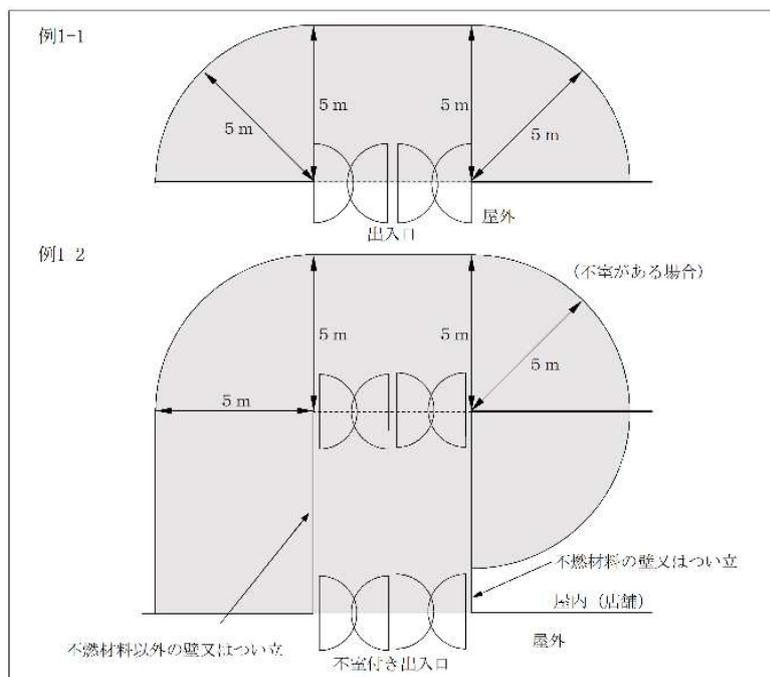
備考 大規模屋内展示場については、大空間を有し、万一の際にも十分な蓄煙性能があり、避難時間が確保できるなど、安全性が比較的高いことから、安全対策が講じられている場合は、解除承認条件の一部を緩和できるものとする。

注 1 「使用者が裸火使用を容易に停止できる措置」とは、1 動作により燃料の放出を停止できるなどの措置が講じられているものであること。

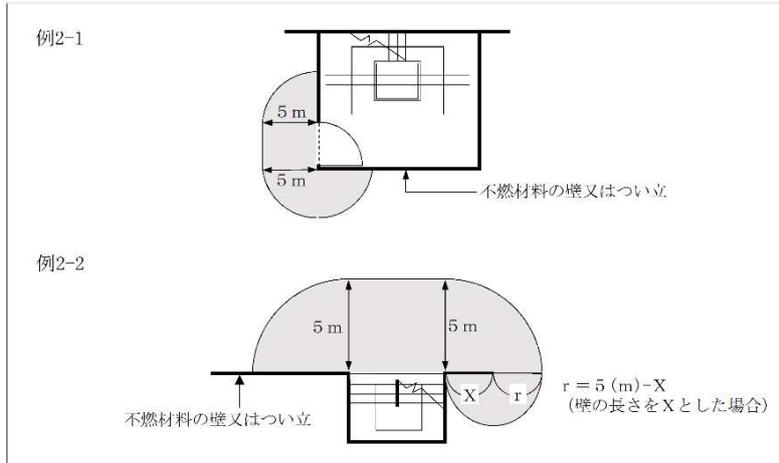
注 2 「可燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等の着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

注 3 「水平距離で〇m 以上離れていること」とは次によること (裸火使用に伴う「危険物品からの距離」については、食品の加工に係る展示に伴い使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合にあっては適用しないこと。)

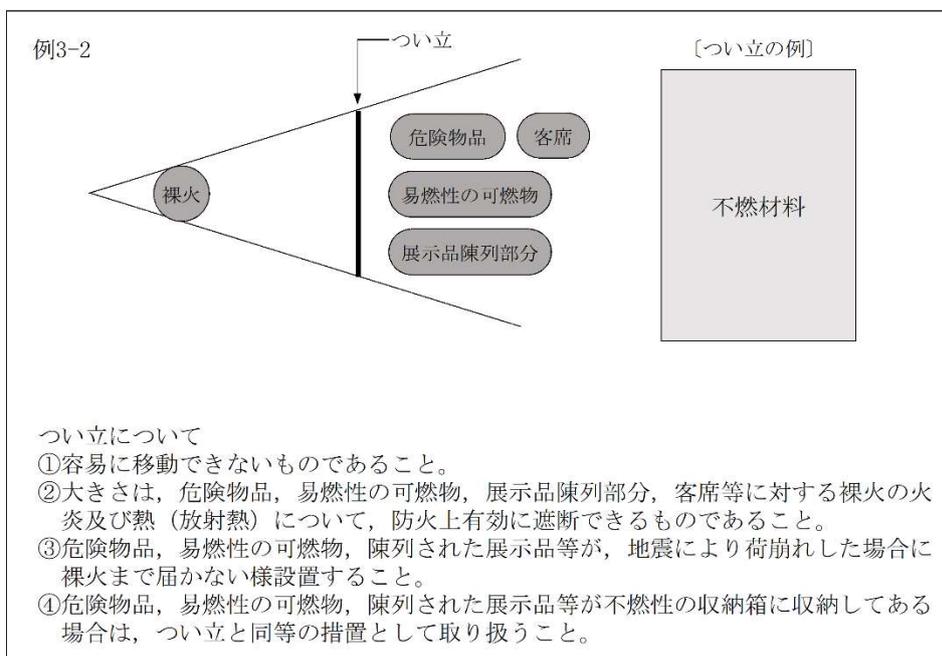
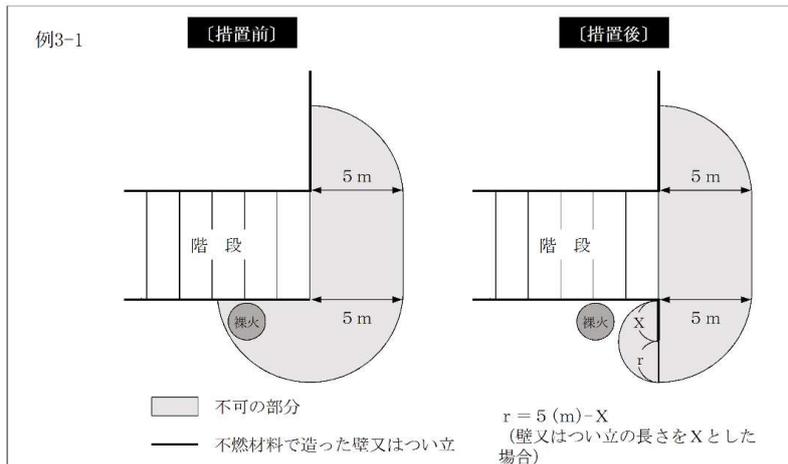
例 1 裸火使用に伴う、出入口からの離隔距離



例2 裸火使用に伴う、階段等（階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。）からの離隔距離



注4 「不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合」とは次によること。



注5「固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの」には、グラインダー、アーク溶接等が含まれるものであること。

注6「防火性能を有する材料」とは次に掲げるものであること。

(1) 準不燃材料

(2) 建基令第1条第6号に規定する難燃材料のうち、解除承認を受けようとする裸火を用いた実験、過去の使用実績等により安全が確認できたもの

(3) 消防法第8条の3に規定する防災物品のうち、解除承認を受けようとする裸火を用いた実験、過去の使用実績等により安全が確認できたもの

注7「火炎を有するもの」には、ハンディトーチ、ろうそく、ライター等が含まれるものであること。

注8「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれること。この場合、消防法施行規則第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されていること又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

注9「カートリッジ式のもの」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に規定する液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいうものであること。

注10「専従員」とは、煙火消費に従事する者のことをいう（煙火消費保安手帳や火薬類保安責任者免状等の所有について求めるものではない。）。

注11「微小な火源を有するもの」とは、香、線香等のことをいう。

注12「瞬間的に燃焼するもの」とは、フラッシュペーパー、フラッシュコットン等をマジック等で燃焼させた炎のことをいう。

注13「SFマーク」とは、公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の標示のことをいう。

例 SF マーク

